

居宅介護支援事業所 里 重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針

要介護状態のある方に対し、利用者本位による、公正中立な居宅介護支援を提供することにより、要介護状態の維持、改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供いたします。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業者の内容

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号及び提供地域

事業所名	居宅介護支援事業所 里
所在地	滋賀県近江八幡市池田本町 316 番地

指定番号	第	号
------	---	---

所長名	大 橋 巳 佳
-----	---------

事業地域	近江八幡市（左記以外でもご希望あればご相談ください）
------	----------------------------

(2) 事業所の従業者体制

	業務内容	
管理者	事業所の管理・運営全般	1 名
介護支援専門員	居宅介護支援に関する業務	1 名（内 1 名所長兼務）

(3) 営業場所 居宅介護支援事業所里事務室

営業時間	月から金曜日 8：30から16：45
------	--------------------

休業日	土曜日・日曜日・祝日 12月30日～1月3日
-----	------------------------

※ 休業日・営業時間外は留守番電話対応となります。

翌営業日・営業時間内に確認後、対応致します。

連絡先 0748-26-5539

（昼間・時間外・夜間・休日とも同じ番号です）

3. サービスの内容

- ① 居宅サービス計画の作成
- ② 居宅サービス事業者等との連絡・調整
- ③ サービス実施状況の評価
- ④ 利用者状態の把握
- ⑤ 給付管理
- ⑥ 要介護認定申請に対する協力・援助
- ⑦ 相談業務

4. 利用料金

(1) 利用料

要介護を受けた方は、介護保険から全額給付されるため、自己負担はありません。ただし利用者の保険料滞納のため、法定代理受領ができなくなった場合、要介護度に応じて、下記の金額（1ヶ月当り）をいただき、「サービス提供証明書」を発行いたします。後日、市の窓口に提出することで、全額払い戻しが受けられます。

居宅介護支援費	要介護1又は2	1か月につき	10,760円
	要介護3、4又は5	1か月につき	13,980円
看取り期におけるサービス利用前の相談・調整			居宅介護支援費相当

加算

初回加算		3,000円
入院時情報連携加算（Ⅰ）		2,000円
入院時情報連携加算（Ⅱ）		1,000円
退院・退所加算		
	カンファレンス参加 無	カンファレンス参加 有
連携1回	4,500円	6,000円
連携2回	6,000円	7,500円
連携3回		9,000円
看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算		3,210円
緊急時居宅カンファレンス加算		2,000円
通院時情報連携加算（月1回）		500円

特定事業所加算は中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いケアマネジメントを実施している事業所を評価し、地域全体のケアマネジメントの質の向上に資することを目的とするものである。

常勤かつ専従の主任介護支援専門員及び介護支援専門員が配置され、どのような支援困難ケースも適切に処理できる体制が整備されている居宅介護支援事業所であること。

(2) その他の利用料

- 交通費

事業地域の近江八幡市の訪問交通費は 無料 ですが、通常の事業の実施地域を越えた地点から1 kmあたり120円で計算し 有料 となります。またタクシーを利用した場合は 全額有料 となります。

- 郵送料

第7条の要介護認定等の申請代行した場合の郵送料は 有料（実費相当額）となります。

- 記録の複写

第7条のサービス提供記録の複写については 有料（1通につき100円）となります。

5. 公正中立なケアマネジメントの確保

事業者及び従業者は利用者の意思に基づき、利用者や家族に対して、利用者が居宅サービス計画書に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介や当該事業所を居宅サービスに位置付けた理由について説明を行います。

6. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

7. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

8. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た本人又はその家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

9. 利用者の尊厳

本人の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

10. 苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については次の窓口で対応します。

利用相談室

苦情窓口担当者 担当の介護支援専門員

苦情解決責任者： 所長 大 橋 巳 佳

責任者、担当者が不在の場合、他の職員が対応します。

利用時間 月～金曜日 8：30から16：45

相談窓口電話番号 (0748) 26-5539

相談窓口FAX番号 (0748) 37-3185

第三者委員 大橋裕也 近江八幡市小田町79-16
(Tel 0748-26-1050)

※公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

近江八幡市福祉保険部介護保険課
近江八幡市土田町1313番地
電話 0748-33-3511

滋賀県国民健康保険団体連合会
大津市中央四丁目5-9滋賀国保会館内
電話 077-510-6605

滋賀県運営適正化委員会
草津市笠山七丁目8-138
電話 077-567-4107

11. 損害賠償

当事業所において、事業所の責任により本人に生じた損害については、事業所は速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、損害の発生について、本人に故意又は過失が認められた場合には、本人の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合は、事業所の損害賠償責任を減じさせていただきます。

1 2. 人権の擁護・虐待の防止

責任者を設置して、事業所における責任者体制の整備を行い、また研修の機会を確保することにより、本人の人権擁護・虐待防止に努めます。

1 3. 非常災害の発生時の対応

他の指定介護支援事業所、市町村、地域包括支援センター等との連携及び協力体制を構築し、非常災害の際にも介護支援事業の事業が継続できるように努めます。

1 4. 入院時情報連携

入院時に本人・家族は担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関に提供することをお願い致します。

以上、被説明者に対して本書面に基づいて重要事項説明書の説明を行いました。

令和 年 月 日

<説明者>

所在地 滋賀県近江八幡市池田本町 316 番地

株式会社CARICO

居宅介護支援事業所 里

所 長 大 橋 巳 佳 印

説明者氏名 大 橋 巳 佳 印

私は本書面により説明者から重要事項説明書の説明を受けました。

<利用者>

住 所 滋賀県近江八幡市

氏 名 _____ 印

<代理人兼連帯保証人>

住 所 _____

氏 名 _____ 印